

国家有功者等礼遇および支援に関する法律および同施行令（抜粋、ジェトロ仮訳）

「国家有功者等礼遇および支援に関する法律」に基づき、日常的に1日20人以上を雇用する公・私企業または公共的・私的団体は、国家有功者、その遺族または家族に対する就業支援に伴う雇用義務を負う。雇用比率は同法施行令別表9で業種別に定められている。ただし、同表の分類番号第10号から第33号に該当する製造業で200人未満を雇用する企業は雇用義務を負わない（法第30条）。

[別表9] <改正 2015.11.30>

対象企業別雇用比率表（令第53条第1項関連）

分類番号	業種	対象企業別 雇用比率（%）
01	農業	5
02	林業	3
03	漁業	3
05	石炭、原油および天然ガス鉱業	3
06	金属鉱業	5
07	非金属鉱物鉱業（燃料用を除く）	4
08	鉱業支援サービス	3
10	食料品製造業	5
11	飲料製造業	5
12	タバコ製造業	7
13	繊維製品製造業（衣服を除く）	4
14	衣服、衣服アクセサリおよび毛皮製品製造業	3
15	皮、カバンおよび靴製造業	3
16	木材および木製品製造業（家具を除く）	3
17	パルプ、紙および紙製品製造業	4
18	印刷および記録媒体複製業	3
19	コークス、練炭、石油精製品製造業	6
20	化学物質および化学製品製造業（医薬品を除く）	6
21	医療用物質および医薬品製造業	6
22	ゴム製品およびプラスチック製品製造業	5
23	非金属鉱物製品製造業	7
24	第一次金属製造業	6
25	金属加工製品製造業（機械および家具を除く）	3
26	電子部品、コンピューター、映像、音響および通信装置製造業	4
27	医療、精密、光学機器および時計製造業	3

28	電気装備製造業	6
29	その他機械および装備製造業	5
30	自動車およびトレーラー製造業	4
31	その他運送設備製造業	4
32	家具製造業	3
33	その他製品製造業	3
35	電気、ガス、蒸気および空気調整供給業	8
36	水道事業	8
37	下水、廃水および糞尿処理業	3
38	廃棄物の収集運搬、処理および原料再生業	4
39	環境浄化および復元業	3
41	総合建設業	5
42	専門職別工事業	5
45	自動車および部品販売業	5
46	卸売および商品仲介業	4
47	小売業（自動車を除く）	4
49	陸上運送およびパイプライン運送業	3
49100	鉄道運送業	5
49211	都市鉄道運送業	5
50	水上運送業	4
51	航空運送業	5
52	倉庫および運送関連サービス業	5
55	宿泊業	4
56	飲食店および酒店業	4
58	出版業	3
59	映像・オーディオ記録物の製作および配給業	3
60	放送業	3
61	通信業	5
62	コンピュータープログラミング、システム統合および管理業	4
63	情報サービス業	4
64	金融業	7
65	保険および年金業	7
6511	生命保険業	5
65121	損害保険業	5
66	金融および保険関連サービス業	7
68	不動産業	5
682	不動産関連サービス業	4
69	賃貸業（不動産を除く）	4

70	研究開発業	5
71	専門サービス業	3
72	建築技術、エンジニアリングおよびその他科学技術サービス業	3
73	その他専門、科学および技術サービス業	3
74	事業施設管理および造園サービス業	3
75	事業支援サービス業	3
84	公共行政、国防および社会保障行政	4
85	教育サービス業	4
86	保健業	4
87	社会福祉サービス業	4
90	創作、芸術および余暇関連サービス業	3
91	スポーツおよび娯楽関連サービス業	5
94	協会および団体	5
95	修理業	5
96	その他個人サービス業	3
97	世帯内の雇用活動	3

- (注) 1. 上表の業種別の分類番号は「統計法」第22条により統計庁長が作成・告示する韓国標準産業分類による。
2. 上表による分類番号欄の特定の中分類（2単位）内に小分類（3単位）、細分類（4単位）、または細々分類（5単位）別に雇用比率を異なって定めている場合には、当該業種別の雇用比率については、①細々分類（5単位）、②細分類（4単位）、③小分類（3単位）、④中分類（2単位）の順に適用する。